

「(仮称) 城南病院移転新築工事」に係る協議内容

1. 申出の内容

計画の名称	(仮称) 城南病院移転新築工事	
行為の場所	姫路市本町 230 番の一部、231 番	
申出者	住所	兵庫県姫路市本町 165 番地
	氏名	医療法人五葉会 理事長 古城 資久
代理者	住所	東京都豊島区高田 2 丁目 17-22 目白中野ビル
	氏名	株式会社伊藤喜三郎建築研究所 山口 尚哉
設計者	住所	大阪府大阪市中央区北浜 1 丁目 1-10
	氏名	株式会社伊藤喜三郎建築研究所 大阪支店 浅野 賢治
都市計画の 地域地区等	(用途地域) 商業地域 (その他) 準防火地域 (基準容積率) 400% (基準建ぺい率) 80%	
景観計画の 区域区分	都市景観形成地区 (中濠通り地区)	
行為の期間	(着手予定日) 令和 2 年 1 月 6 日	
	(完了予定日) 令和 3 年 3 月 31 日	
行為の概要	種類	建築物
	用途	病院・サービス付き高齢者向け住宅
	行為区分	新築
	敷地面積	1,014.11 m ²
	建築面積	688.79 m ²
	延べ面積	3,734.90 m ²
	階数	地上 6 階
	構造	鉄筋コンクリート造
	高さ	24.90m
	仕上材料	(外壁等) ①コンクリート打放し (屋根) ②押さえコンクリート
	色彩	(外壁等) 色相 N 明度 6.5 彩度 - (①) (屋根) 色相 N 明度 6.5 彩度 - (②)
	屋外広告物	北: 病院名称サイン 5.35 m ² 1 箇所 東: 病院名称サイン 0.20 m ² 1 箇所 南: 病院名称サイン 0.70 m ² 1 箇所

(昼間)



完成予想図

(夜間)



※この完成予想図は、協議の参考とするためデザイン事前協議申出書に添付されたイメージパースであり、確定した図面ではありません。

2. 協議の経過及び内容

- (1) デザイン事前協議の申出年月日
平成31年4月23日
- (2) 景観・広告物審議会デザイン部会の開催年月日
令和元年5月22日
- (3) 市の意見書の送達年月日及び内容
令和元年5月30日

〔市の意見〕

① 外壁の色彩について

コンクリート打放し部分の外壁については、過度に暗くならないようにするとともに、バルコニー手摺及び格子ルーバーについても、壁面とのコントラスト（明度差）が大きくなりすぎないように配慮して下さい。また、開口部側面については、彩度が高くなりすぎないように周辺景観や建物全体との調和に配慮して下さい。

② 壁面広告物について

北面上層部の壁面広告物については、掲出を控えることも含め、設置位置や大きさの変更を検討するとともに、周辺景観との調和に配慮して下さい。

③ 植栽について

植栽については、建物全体との調和に配慮し、より立体的な植栽となるよう樹種・配置等について検討するとともに、潤いのある沿道景観の演出に努めて下さい。

④ 屋上設備について

屋上設備について道路及び姫路城大天守からの見え方や周辺景観との調和を踏まえ、配置、規模及び色彩について検討して下さい。

⑤ 駐車場及び駐輪場について

駐車場及び駐輪場について、姫路市駐車施設附置条例に基づいた適正な設置を行って下さい。また、建物の建築後に敷地内に駐車案内等の広告物が無秩序に設置されないよう、当初から広告物の掲出プランを作成するなど適切な管理に努めて下さい。

⑥ 敷地南側廃棄物スペースについて

敷地南側廃棄物スペースについて、南側道路より視認されないよう壁の設置等を検討して下さい。

(4) 事業者からの回答書の提出年月日及び内容

令和元年7月1日

[意見書に記載された事項に対する回答]

① 外壁の色彩について

外壁については、コンクリート打放し木目模様の N6.5～N7.2 程度とし、過度に暗くならないようにします。また、手摺についても N5 程度とし、壁面との明度差に配慮します。開口部側面の彩度については4以下とし、建物全体との調和に配慮します。

② 壁面広告物について

北面上層部の広告物は廃止し、北面には広告物を一切設置しないようにします。

③ 植栽について

屋上設備は可能な限り外壁からセットバックさせ、色彩を統一します。

④ 屋上設備について

屋上設備について道路及び姫路城大天守からの見え方や周辺景観との調和を踏まえ、配置、規模及び色彩について検討して下さい。

⑤ 駐車場及び駐輪場について

敷地面積の関係から駐車場及び駐輪場は隔地で確保します。案内は原則職員が受付でおこない、無秩序な広告物を設置しません。

⑥ 敷地南側廃棄物スペースについて

道路から廃棄物スペースが見えないよう、擁壁を設置します。

(5) 協議の終了年月日及び協議結果通知書の内容

令和元年7月4日

[協議結果]

① 外壁の色彩について

外壁については、過度に暗くならないようにし、手摺について明度差に配慮することが示された。また、開口部側面についても彩度が抑えられ、周辺景観と調和するよう配慮することが示された。

② 壁面広告物について

北面上層部の広告物については、設置しないことが示された。

③ 植栽について

植栽については、高さ、樹種の再検討を行い、潤いのある沿道景観の演出に努めることが示された。

④ 屋上設備について

屋上設備については、配置等が再検討され色彩を統一することが示された。

⑤ 駐車場及び駐輪場について

駐車場及び駐輪場については、隔地で確保され、案内誘導の広告物について適切な管理に努めることが示された。

⑥ 敷地南側廃棄物スペースについて

敷地南側廃棄物スペースについては、道路から視認できないよう適切な措置が行われることが示された。